

## 別表十六（五）の記載の仕方

1 この明細書は、法人の取替資産について取替法によりその取替資産の償却限度額等を計算する場合に記載します。

この場合において、措置法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による特別償却の規定の適用を受けるときは、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特別償却限度額30」の括弧の中には、措置法又は震災特例法の規定による特別償却の割合を記載し、同欄の外書には、措置法第52条の3（準備金方式による特別償却）又は第68条の41（準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合のその金額を記載します。

3 令第63条第2項（減価償却に関する明細書）若しくは法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合の令第63条第2項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）（規則第37条第3項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合の規則第27条の14に規定する合計した金額を記載した書類には「2」から「6」まで、「10」から「12」まで、「14」、「15」、「17」、「20」、「22」、「25」、「27」、「48」及び「49」の各欄の記載は要しません。

4 法第31条第5項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する減価償却資産に該当する取替資産に帳簿記載等差額がある場合の記載については、次によります。

(1) 旧定額法又は定額法による償却額の計算をする場合にあつては、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額41」の外書に記載します。この場合、「償却不足によるもの42」、「積立金取

崩しによるもの43」及び「差引合計翌期への繰越額44」の記載に当たっては、当該外書の内容を「41」に含めて計算します。

(2) 旧定率法又は定率法による償却額の計算をする場合にあつては、当該帳簿記載等差額を「前期から繰り越した償却超過額15」及び「前期からの繰越額41」の外書に記載します。この場合、「合計16」の記載に当たっては「前期から繰り越した償却限度額15」の金額にはその外書として記載した金額を含むものとして計算し、「償却不足によるもの42」、「積立金取崩しによるもの43」及び「差引合計翌期への繰越額44」の各欄の記載に当たっては「前期からの繰越額41」の金額にはその外書として記載した金額を含むものとして計算します。

5 当期前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等が行われた取替資産又は当期以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた取替資産については、評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額7」の上段に外書として記載します。この場合、「差引取得価額9」の記載に当たっては、その外書として記載した金額を「7」に含めて計算します。

また、令第48条第5項第3号ロ（減価償却資産の償却の方法）に規定する民事再生等評価換え若しくは同号ニに規定する非適格株式交換等時価評価又は同号ハに規定する連結時価評価によりその帳簿価額が減額された金額（当該減価償却資産について当該民事再生等評価換え若しくは非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度の直前の事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額又は当該連結時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額のうち、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その損金に算入されなかった金額を控除した金額）を「差引帳簿記載金額13」の上段に外書として記載します。この場合、「合計16」の記載に当たっては、「13」からその外書として記載した金額を控除して計算します。